



2023年2月3日

経産省の令和4年度「省エネルギー設備投資に係る利子補給事業」指定金融機関の採択について

沼津信用金庫（理事長 鈴木 俊一）は、経済産業省の令和4年度「省エネルギー設備投資に係る利子補給事業」の指定金融機関に採択されました。

「省エネルギー設備投資に係る利子補給事業」とは、新設事業所や既存事業所における省エネルギー設備の新設・増設を促すため、省エネルギーに資する設備投資を行う事業者を支援することを目的として経済産業省が実施する利子補給事業です。

本制度は経済産業省の利子補給事業に則り、省エネルギー設備の新設・増設のための設備投資を行う事業者を対象に、最大1.0%、最長10年間の利子補給を行う点が特長となっています。

当金庫は気候変動を含む環境問題など地域社会を取り巻くさまざまな課題解決に向けた取組みを推進しており、本利子補給事業を活用して、地域の脱炭素に資する融資に積極的に取り組んでまいります。

以 上

<お問合せ先>

沼津信用金庫 法人営業部 担当：森田、鈴木

〒410-0802 静岡県沼津市上土町3 沼津トラストビル

TEL：055-962-6767 FAX：055-955-7375

「ぬましん省エネルギー設備投資に係る利子補給付融資制度」概要

制度名	ぬましん省エネルギー設備投資に係る利子補給付融資制度
融資対象者	<p>国内で事業を営む、以下のいずれかの要件を満たし、一般社団法人環境共創イニシアチブ※が認定する事業を行う民間事業者（法人・個人事業主）</p> <p>(1) エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設、又は増設する事業</p> <p>(2) 省エネルギー設備等を新設、又は増設し、工場・事業場等におけるエネルギー消費原単位が1%以上改善される事業</p> <p>(3) データセンターのクラウドサービス活用やEMSの導入等による省エネルギー取組に関する事業</p>
資金使途	設備資金
融資金額	1事業あたり、10億円以内
融資期間	導入設備等の法定耐用年数の範囲内
融資利率	当金庫所定利率
利子補給	融資実行日から最長10年間、最大1.0%
貸付方式	証書貸付
担保・保証人	必要に応じ徴求
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般社団法人環境共創イニシアチブが指定する受付期間をもって融資申込受付を終了します。 ・ 経済産業省の利子補給事業にかかる予算動向や資金枠の状況により、利子補給が減額または停止される場合がございます。

※一般社団法人環境共創イニシアチブとは、経済産業省より「省エネルギー設備投資に係る利子補給事業」を受託し、運営を行う事業者のこと。